

令和8年4月1日

役務等の最低基準価格を下回った場合の取扱いについて
(施設維持保全業務、樹木維持管理業務、設計・コンサルティング業務、地質調査等)

施設環境部所掌の役務契約にかかる国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第25条において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準額（以下、「最低基準価格」という。）を下回った場合の取扱いについて

- 1 最低基準価格を下回る価格で入札（*1）を行った者に対し、調査（低入札価格調査）を実施します。
最低基準価格は、予定価格の直接業務費とその消費税等相当額の合計額（小数点第一位以下切捨て）とします。
- 2 入札の結果、最低基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、低入札価格調査を実施します。
- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行います。
 - (1) その価格により入札した理由
 - (2) 契約対象業務付近における手持ち業務の状況
 - (3) 契約対象業務に関連する手持ち業務の状況
 - (4) 契約対象業務箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
 - (5) 手持ち資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
 - (7) 手持ち機械の状況
 - (8) 労務者の具体的供給見通し
 - (9) 契約対象業務にかかる副産物の搬出予定
 - (10) 過去に国、特殊法人等（*2）、地方公共団体が発注した同種の業務及び発注者
 - (11) (1) から (10) までの事情聴取した結果についての調査検討
 - (12) (10) のうち文部科学省関係業務の成績の状況
 - (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
 - (14) 信用状態（法令違反の有無、賃金不払いの状況、下請け代金の支払遅延状況、その他）
 - (15) その他の必要な事項
- 4 低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する場合があります。特別重点調査を実施する場合は、入札説明書にその旨明記していますのでご注意ください。

*1 プロポーザル方式による場合は入札を見積りに読み替え適用する

*2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第二条に定める特殊法人等

入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査の運用について

3に掲げる下各項について、役務の内容によって調査項目の省略をすることができる。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象業務付近における手持ち業務の状況
- (3) 契約対象業務に関連する手持ち業務の状況
- (4) 契約対象業務箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 契約対象業務にかかる副産物の搬出予定
- (10) 過去に国、特殊法人等（*2）、地方公共団体が発注した同種の業務及び発注者
- (11) (1) から (10) までの事情聴取した結果についての調査検討
- (12) (10) のうち文部科学省関係業務の成績の状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状態（法令違反の有無、賃金不払いの状況、下請け代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他の必要な事項

■保全業務の場合

(12) は省略できる。

■設計・コンサルティング業務の場合

(4) (5) (6) (7) (9) は省略できる。ただし、地質調査等の機械・機器を用いる業務の場合は、(4) (7) の調査は行うものとする。

(12) は設計業務でない場合に省略できる。